

第4回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和元年12月26日（木） 14:00～16:30
場 所	岩国市役所5階 51・52会議室
出 席 者	9名（／11名） 小浦委員、目山委員、山本（富）委員、村岡委員、坂井委員、 村越委員、木村委員、山本（孝）委員、杉山委員
事 務 局	山中都市開発部長、土井公園景観課長、松林主査兼景観みどり班長、 土井整備班長、中村技師、池田主事 都市開発部公園景観課
関 係 課	産業振興部錦帯橋課 善村錦帯橋課長、清水世界遺産推進班長
関 係 者	(株)オオバ（4名）景観計画変更業務委託業者
会議の公開	☒ 公開 ☐ 非公開
傍 聴 者	1名
報 道	0社

1 会議次第

1. 開会

2. 議題

1) 意見聴取第1号：岩国市景観計画の変更について

3. その他

1) 第2回いわくに景観賞表彰式について

2) 第5回岩国市景観審議会の開催について

4. 閉会

2 配布資料

資料1 岩国市景観計画の変更について

その他 第2回いわくに景観賞表彰式について

第5回岩国市景観審議会の開催について

3 審議経過

○司会 定刻となりましたので、ただいまから、第4回岩国市景観審議会を開会いたします。本日は、お忙しいところ、本審議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、審議会の開会にあたり、都市開発部長よりご挨拶申し上げます。

○山中部長 皆さんこんにちは、都市開発部長の山中でございます。本日は、暮も押し迫りみなさんお忙しい中、第4回の岩国市景観審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

第4回岩国市景観審議会 会議録

さて本市は、岩国市の特に市街地の景観特性をふまえて固有の文化的景観の価値を継承しそして市街地景観の保全形成を図ることを目的に景観計画の変更を検討しているところでございます。そうしたことから今回は、景観計画の変更について内容の方をご説明させていただきました。

今回は、もう少し詳しく文化的景観と景観計画との関係性それから景観計画の方針、景観形成基準こういったことについて説明することにしております。次第にございますように、前回に引き続き議題の分類としまして「意見聴取」としておりますので皆様方におかれましては、さまざまな角度から活発なご意見を賜りますようによろしくお願いいたします。

○**司会** 次に、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日は、富川委員、児玉委員が所用によりご欠席されております。

以上により本日は、委員 11 名中 9 名の出席があり、岩国市景観条例施行規則第 19 条第 3 項の規定を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

これより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、岩国市景観条例施行規則第 19 条の規定により、小浦会長に議事進行をお願いします。それでは、よろしくお願いいたします。

○**小浦会長** 本日は、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、岩国市の文化的景観、重要文化的景観の選定申出に関わります景観計画の変更及びその他の変更を中心に議論を進めさせていただくことになると思います。みなさんよろしくお願いいたします。

議題 1 「意見聴取第 1 号 景観計画の変更について」

○**小浦会長** それでは、議事に従いまして進めたいと思います。「議題 1 岩国市景観計画の変更について」ということで資料 1 の説明をお願いいたします。

○**事務局** 議題 1 「意見聴取第 1 号 岩国市景観計画の変更について」のご説明をいたします。

前回の審議会の中で、景観計画の変更の概要をご説明いたしましたが、改めて文化的景観と景観計画の関係及び景観計画の変更内容についてご説明いたします。

今回の審議会の中で、変更内容についてご意見をいただきその内容を踏まえたうえで、横山・岩国地区の住民の方々と意見交換会を開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

資料 1 「市街地の景観ゾーン（岩国地域）の景観形成方針の変更について」の 1 ページをご覧ください。

文化的景観と景観計画の関係についてご説明いたします。「文化的景観」とは、地域の風土に根ざして営まれてきた人々の生活や生業のあり方を表す景観地のことをいいます。

つまり、文化的景観は、私たちが自然や風土と共生する中で育んできた原風景ともいえるものです。

第4回岩国市景観審議会 会議録

岩国地域における市街地の景観は、錦川を中心とした地形などの自然のなか、吉川氏の入封を契機に都市が築かれることに始まります。

それ以降、この地域での人々の生活・生業のあり方が岩国らしい景観として育まれてきたことにより、現在、私たちは岩国の市街地の景観として目にすることができています。

図に示すとおり、縦の時間軸において「文化的景観」とは、過去から現在までを調査することにより、文化的景観がもつ価値（地域らしさ）を確認することです。

また、「景観計画」とは、現在から将来に向けての景観形成のあり方を示しながら、実現を目指すものです。

調査によって得られた文化的景観としての価値、つまり岩国の錦川下流域に広がる市街地景観における「岩国らしさ」を共有し、それらを現在から未来に向けて継承・活用することで、岩国らしい魅力ある市街地景観の実現につなげていくことが重要であると考えています。

そこで、本市の景観計画に、現在の市街地の景観が持っている岩国らしさを示し共有するために、「錦川下流域における岩国の文化的景観」についての項目を追加いたします。

それにより、現在の錦川下流域に広がる岩国の市街地が、文化的景観としての一体性を持った、まとまりある景観地であることを共有した上で、具体的な「景観形成方針」の内容をさらに充実させるよう見直しを行うこととしました。

次に、第4章 市街地の景観ゾーンの景観形成方針の構成の変更に入ります。資料1の2ページをご覧ください。

「錦川下流域における岩国の文化的景観」は、景観計画における「市街地の景観ゾーン」の大部分のエリアを含みます。

また、景観形成を図る上でこれまで示してきた景観形成の背景や意味を伝え、広く市民で共有を図りながら景観形成に取り組むことが重要であることから、市街地の景観ゾーンの「景観形成方針」に示されている内容について構成を変更し、文化的景観の位置づけを行います。

つづきまして、景観計画の変更後の構成についてご説明いたします。岩国市景観計画を一枚めくった目次の第4章をご覧ください。これが、資料1の2ページの左側に記載の現計画の構成であり右側が、変更後の構成となります。

変更後の構成の中で、赤字で書かれた『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承』の項目を新たに第3項に位置づけます。

それに伴い、構成としては、第3項以降をずらし第6項までの構成に変更するとともに、赤字で（変更あり）と書かれている箇所については、「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ、内容を補完いたします。

それではまずは、第3項に新たに規定します『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承』について、所管であります錦帯橋課からご説明いたします。

○錦帯橋課 それでは、錦帯橋課の方から、第3項の変更案であります錦川下流域におけ

る岩国の文化的景観の継承につきまして、ご説明いたします。

資料の説明の前にこのたびの景観計画の変更に至る、文化的景観の取組について、先ほどの、公園景観課からのご説明と重複する部分もあるかと思いますが、再度制度について、ご説明をさせていただければと思います。

この文化的景観の制度ですけれども、名勝である錦帯橋と同じく、文化財保護法に規定されている文化財の一種になります。

その中で、文化的景観とは、分かりやすく言いますと、「その地域の地形や風土の中で長年培われてきた、人々の生活や生業といった営みによって育まれ、形づくられてきた景観」といったものになります。

本市におきましては、それを「らしさ」、その地域や地区における「らしさ」と呼んでおり、その地域の「らしさ」といったものを大事にしながら、将来に継承し、発展に繋がっていきたいと考えて取り組みを進めているところであります。

そもそも岩国の文化的景観とはどのようなものであり、景観計画にどのように位置づけるのかについて、ご説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。

これまで、岩国の文化的景観の基礎調査や予備調査も含めて、岩国、その中でも、今の岩国市街地を形成しております錦川下流域における岩国の文化的景観につきまして、調査を行ってまいりました。

その結果、岩国の市街地は、岩国山や城山、錦川による自然と、近世の吉川氏による城下町の整備や治水・干拓事業によって今の市街地の基盤が整えられ、その基盤の上に、人々の生活や生業が脈々と受け継がれ、今の景観を形づくっていることとなります。

そのため、今後、岩国の市街地の景観形成におきましては、この地域の特性、先ほどの言葉でいきますと、「岩国らしさ」をふまえながら、文化的景観の価値として継承し、魅力ある市街地景観の保全・形成に取り組んで行くこととしています。

下の写真にあります、城山から見たこの景観が、岩国の自然や歴史、人々の生活・生業の中で形成された岩国固有の市街地の景観であります。この景観を将来につないで守っていきたいと考えています。

次に、具体的に、どのようなことがこの地域の文化的景観としての特徴なのかを、3つの観点から整理しておりますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、4ページになりますけれども、「土地利用にみる重層性」です。

錦川の下流域は、陸化が遅く、近世の城下町整備によって、ようやく土地利用が進むことになりました。それ以前の中世におきましては、関戸から抜ける山陽道などが通っており、陸上交通の要衝でありました。また、横山には大内氏によって永興寺が置かれるなど、政治的・軍事的にも重要な場所となっております。

このような横山の拠点性は吉川氏が入った近世にも継承されており、対岸の岩国と機能を分担する形で城下町が形成されたところになります。

あわせて、関戸や御庄、西氏、今津に集落や町場が形成され、錦川下流域において広い意味としての広義の城下が形成されるとともに、築堤による都市的な土地利用や干拓

による開作など、水とつきあう技術の進化による土地利用が、近世において進んだところになります。

つまり、岩国市街地の特徴としましては、これらの近世の土地利用の広がり、近代都市の基盤となっているところでありまして、干拓地におきましては、鉄道駅や工場、航空基地などの大規模土地利用が継承されており、一方で、歴史的城下町では、その空間性が維持され、町場の賑わいが1970年代までは続いておりました。

現在では、時代とともに、用途が変わり少し様相も変化しているところもありますが、この都市構造は今も変わらず継承されています。

次に、5ページの「大きな景観単位としての「都市域」と「生産域」」についてをご説明いたします。

先ほどの下流域の土地利用の重層性を考慮いたしますと、現在の錦川下流域につきましては、大きな景観の単位として「都市域」と「生産域」から構成されていることが分かります。

下の図にありますとおり、錦川、岩国山、城山の城下町周辺につきましては、「都市域」、河口域につきましては、「生産域」として分類しております。この都市域につきましては、図にありますとおり中世の拠点性を引き継ぐ横山・岩国の城下町と広域的なネットワークとの接点になります。今津や中津、関戸、御庄などを含む城下の広がりとなりこの地域につきましては、近代化の過程におきましても、歴史的市街地として都市性を維持してきました地域となります。

一方の河口域の生産域ですが、中世においては陸地化が進んでいない河口付近に位置しており、近世の干拓により土地開発が行われた範囲になります。

この地域につきましては、近代化の過程の中で、鉄道が敷かれ、駅を中心とした新たな拠点性が創出されるとともに、工場や航空基地など、臨海部におきまして大規模な土地利用が展開されている地域となっております。

このように、錦川の自然条件におきましては、これらは一体の下流域ではございますが、土地利用の歴史的経緯と地形条件から、2つの「都市域」と「生産域」の景観単位に分けられ、それぞれに景観地としての特徴づける景観構成単位が見られます。

最後に、6ページの「都市域と生産域における象徴的景観地」についてをご説明いたします。

ただいまご説明しましたとおり、これまでの調査から、錦川下流域におきましては、「都市域」と「生産域」による大きな景観単位としてのまとまりがあります。

そのうち、「都市域」における本質的価値を最もよく表している景観地が、近世に計画的に開発整備された岩国城下町（横山・岩国地区）です。このエリアは、錦川による自然条件から、土地利用が限定的となっていました。が、築堤による都市的土地利用が進んだところであり、その後、川とつきあいながら生活・生業の場が形成されているところになります。

また、近年建築物の建替えが進んでおりますけれども、横山と岩国が機能を分担する

分散構造は維持されており、城下町の町割が残っている箇所になります。あわせて、錦帯橋の観光が人々の往来を生み、川のある暮らしが見られます。

一方、「生産域」におきましては、大規模土地利用の形態が農地から工業用地などへ変化する中で、尾津のハス田については、錦川の水利を維持し、農地の特性を今も継承している地区になります。

これら、2つの地区を「都市域」と「生産域」による景観単位の本質的価値を象徴する景観地として、景観の保全形成を図ることとしております。

以上、市街地の景観ゾーンの景観形成方針における、『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承』についてのご説明とさせていただきます。

○事務局 ただいま、錦帯橋課から説明がありました『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承』を踏まえそれぞれの景観形成方針の変更についてご説明いたします。

まず、市街地の景観ゾーン（重点地区を除くエリア）につきまして、資料1の7ページをお開きください。

追記する内容については赤字で記入しています。なお、現在の景観計画では30ページになります。

まず、「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承を踏まえた景観形成方針とすることを明記いたします。

次に、「方針1豊かな自然を守り・活かす」において、物見の文化を育んできた一体的な風景として描かれる岩国山や城山の眺望の保全について追記します。

「方針2歴史文化を未来へつなぐ」において、錦川下流域における岩国の文化的景観の構成要素であり岩国城下町を支えた歴史を有する今津地区や河口域における開作の歴史を伝える麻里布川や尾津の樋門などについて保全を図りながら魅力的な景観づくりをめざすことを追記します。

「方針3快適なまちを守り・創る」において、尾津地区のハス田が、文化的景観における生産域を象徴していることを追記します。

次に横山重点地区の景観形成方針についてご説明させていただきます。資料1の9ページをご覧ください。なお、景観計画では37ページにあたります。

まず同様に「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承を踏まえた景観形成方針とすることを明記いたします。

次に、「方針1豊かな自然を守り・活かす」において、豊かな緑に加えて、横山地区の象徴である桜並木について守り・活かす景観づくりをめざすことを追記します。また、市街地の景観ゾーンと同じく錦帯橋や錦川から、城山への眺望の保全について追記します。

「方針2歴史文化を未来へつなぐ」、「方針3快適なまちを守り・創る」において、横山地区の特徴である武家屋敷地由来の土地利用について示すことで、内容の補完を図ります。

次に、横山重点地区の景観区分別景観形成方針の変更についてご説明いたします。資

第4回岩国市景観審議会 会議録

料1の9ページをお開きください。なお、現在の景観計画では38ページにあたります。

「うるおい住宅地区」の景観形成方針に、錦川沿いの文化的景観の特徴を踏まえ、具体的に川との関わりについて追記します。

「山林河川地区」において、錦帯橋や錦川の河原などのビューポイントを明確にしたうえで眺望を保全し、稜線に加え尾根についても自然景観と調和を図ることを明記します。また、岩国城址について、岩国の都市の始まりを伝える重要な資源として保全を図ることも追記します。

次に、岩国重点地区の景観形成方針についてご説明いたします。資料1の11ページをご覧ください。なお、景観計画では43ページにあたります。

まず同様に「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承を踏まえた景観形成方針とすることを明記いたします。

次に「方針1豊かな自然を守り・活かす」において、市街地の背景として椎尾神社の緑だけでなく岩国山に続く緑を守ることを追記します。また、横山重点地区と同様に、岩国山への眺望の保全について追記します。

「方針2歴史文化を未来へつなぐ」、「方針3快適なまちを守り・創る」において、岩国地区のまちなみを形成する通りの特徴を示すことで、内容の補完を図ります。

次に、岩国重点地区の景観区分別景観形成方針についてご説明いたします。資料1の11ページをご覧ください。景観計画では44ページにあたります。

「こまちなみ地区」の景観形成方針に、大明小路や山手小路の沿道の武家屋敷地や大明小路沿いのにぎやかなまちなみ、錦見七町に加え、土手町などについて文化的景観の特徴を踏まえそれぞれのまちなみについて具体的に魅力的な景観形成を図ることを追記します。

「山林地区」においては、錦帯橋や錦川の河原などのビューポイントを明確にしたうえで眺望を保全し、岩国山へ続く稜線等自然景観と調和を図ることを明記します。

景観形成方針の変更については、以上となります。ここまでの内容につきまして、一旦ここまでのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小浦会長 今のご説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

○村岡委員 資料1の11ページですが、方針1に追加された赤丸の「錦帯橋や錦川からの岩国山への眺望景観を守り」とありますが、視点場はどこを想定しているのですか。岩国地区を眺めて岩国山まで視点が届くのかなという疑問があります。どこから見ているのかという疑問があります。

○小浦会長 問題なのは、岩国山というのは岩国重点地区に入っていないですね。岩国重点地区の景観形成方針の中でこれはいったい何を言っているのですかというご質問です。

○事務局 岩国地区にも「山林地区」が定められています。区域図において濃く緑で色が付けてある範囲が、山林地区で、岩国山の一部となります。

○小浦会長 一般地区のところにも同じ文言が入っています。つまり今の区域に入っていない岩国山をこれで守りたいということですか。景観としては、山一個でしょう。区域

は変えないのですか。

○**錦帯橋課** 景観計画の区分の仕方は、「一般地区」と「横山重点地区」、「岩国重点地区」という分け方になっています。もちろん岩国山につきまして、どっからと線を引いている分けではありませんが、景観計画の区域区分によってそれぞれに景観形成の方針を記載しております。

○**小浦会長** 資料2の1ページ目に区域図が入っています。ここに「文化的景観保存活用計画区域（案）」と「横山重点地区」「岩国重点地区」の区域が掲載されています。これを見比べると城山の一部や錦川の一部、岩国山の一部など部分的に重なってないところがあります。

○**坂井委員** 岩国重点地区の区域図のグリーンのところは、岩国山の尾根で河原や城下町から見たときに尾根になる線を結んでいる区域です。向こう側の斜面には、水道局の施設や住宅開発がされた場所があるので、城下町から見える尾根になったところを指定しています。

○**小浦会長** 基本的に錦帯橋から見える背景としての岩国山は、岩国重点地区の指定範囲でカバーされているという理解でよろしいですか。

○**坂井委員** 見える範囲ですね。

○**小浦会長** 関戸の方の山については、文化的景観としてはどのようにお考えですか。

○**錦帯橋課** 資料2の1ページの左の図が、重要文化的景観の選定申出範囲になります。

岩国山につきましては、これまでの文化的景観の調査の中で、錦帯橋が創建されて以降錦帯橋を見に来られる方が江戸後期以降から増えて、それをもてなす文化が町の方に形成されるとともに、浮世絵等いろいろな絵画に描かれてきました。岩国山につきましては、それ以前からの名所として歌にも詠まれたような山であり、この地域のシンボルとして重要な存在であったと考えております。

そういったことで、現在も錦帯橋の背景となる重要な山として岩国山の景観を守っていかないといけないと考えておりますので基本的には、錦帯橋や錦帯橋周辺の視点場から見える岩国山の範囲につきましては尾根のまで文化的景観として守っていききたいと考えております。

○**小浦会長** 岩国重点地区の区域図では、尾根までは入っていませんよね。岩国山の少なくとも尾根までは、一般地域の中で方針を書くということによろしいですよ。

○**錦帯橋課** 一般地区と重点地区で分けて、それぞれに関係した方針を記入しております。

○**小浦会長** 先ほどの質問にあった視点場という概念ではなくて視対象ですね。視対象として何を守るかということの方針の中に書いているという理解でよろしいですか。

○**事務局** はい。

○**小浦会長** 景観形成方針の中で書かれている山は、視対象としての山の風景を守るという方針と理解してよろしいですか。

○**事務局** はい。

○**目山委員** 4ページ目と5ページ目の言葉で近代から現在にかけて、共通性がないのが

気になります。

重層性といった時には、近代と現在がひとくくりで中世と近世が分離していますが、5ページ目の拠点性を示す記述では、近代となっています。近代以降と言えば現在と合致するのでしょうかこの辺は統一感がないといけないのではないかと思います。近代と現代をいっしょくたにするには時代区分が大雑把すぎると思います。言葉尻のことなので、そこは調整して欲しいと思います。

欲を言えば、このように設定するのであれば、重層性の中に近代都市としての麻里布の市街地なども必要かと思います。重層性を言う時に近世からいきなり現代に飛ぶのは少し乱暴なのではないかという気がします。

ただこれは、事務局側の色々な都合なので、このことについて注文は付けませんが、景観計画の樋口先生を委員長にしてこの資料をまとめた時の経緯からいきますと、色々な景観的遺物がありますが、時代性がある、現在は全部重なっていて見えるけれど、例えば平安時代に見えていたものはこれしかなく江戸時代の物はないという話まで切り分けていました。そのような経緯を踏まえると現在でひとくくりにするのは少し乱暴かなという気がします。

錦帯橋の世界遺産登録が主眼にあるので、そこに見える範囲の物を価値づけて「錦川下流域の文化的景観」と出すのも不味くはないと思いますが、これまで検討してきた内容を尊重するのであれば、時代性としては、近代を飛ばして現在でひとくくりにするのはいかがかなと思います。

逆に近代・現代と書いても齟齬はないです。鉄道駅ができてからの麻里布地区の発展というのは、岩国の中でエポックメイキングな話で街並みが変わって行くわけです。元々城下町の横山・岩国地区にあった色々な集積が、工場町との関係でそちら側に移っていきそこが市街化し現在の景観に至っている。という経緯を考えたらちょっと飛びすぎかなと思います。

○小浦会長 5ページについては、現在を書いています。現在の中に中世・近世・近代がどのように景観として出ているかを書いています。図自体は、現在になっています。

○目山委員 それであれば、現在という表現があった方がよいと思います。

○小浦会長 そうですね。4ページの方は、中世・近世・現在となっていて、少しわかり難いところがあると思います。

それから、もう一つこの中で気になったのは、基本的に「錦川下流域における岩国の文化的景観」ということで文化的景観を景観形成方針に位置付けることはいいと思いますが、次の景観形成方針のところの繋ぎとして重要文化的景観の選定申出というのがありますが、ここで話が飛ぶわけです。都市域と生産域の話は書いてあるのですが、下流域全体の文化的景観を前提として、景観形成方針を書こうということですが、一方で重要文化的景観の範囲については、この申出にあたって景観計画の中で、保護の考え方ができている必要があります。そこの切り分けが、わかり難くなっているのではないかと思います。これでいいのかなというのはありますがもう少し説明が欲しいと思います。

6 ページの（３）の次に景観形成方針との繋がり部分を文化的景観サイドから少し追加してもらいますか。

○錦帯橋課 全体の景観としては、一般地区も入ると思いますしその中で特に選定申出を行います城下町地区の赤い線の範囲ですが、その中にも一般地区があるということなのでこの中の方針しか書かれていないということになり難いということだろうと思います。

○小浦会長 景観形成基準の中で書き分けをしようとしているのでしょうか。

○錦帯橋課 今の一般地区をさらに重文景の範囲として分けるというような記述にはなっておりません。もしそれを明確にするのであれば、方針の中で重文景の範囲としてわかるような形で記述をしていくことになろうかと思います。

○小浦会長 それは景観形成基準と連動しますか。

○錦帯橋課 景観形成基準は、重点地区は、重点地区の中で、一般地区にあっても方針に従って書いていますので明確に基準の中で分かれてないかもしれません。

○小浦会長 資料２の５ページが市街地の景観ゾーン（岩国市地域）となっています。ここを書き直すことによって重文景以外のところへ影響はありませんか。「特に」で特出ししているということですか。

○錦帯橋課 文化的景観の内容を踏まえたうえであらためて追加していることになりますので、全体に影響はありません。

○小浦会長 わかりました。ということは、文化的景観のところに書いた方がよいと思います。（３）のところをもう少しわかりやすく書くということをお願いします。

○木村委員 流れになっていないから順番も少しわかり難いですね。

○坂井委員 飛び飛びになっているから２ページの右の欄を参考にしないといけなそうですね。

○小浦会長 基本的な方針としては、「現在の景観計画の区域割りは変えない。」が一つですよね。文化的景観については、「下流域全体の区域と重要文化的景観の区域の二つがある。」ということですよ。

それを踏まえて、景観形成方針については下流域全体の話として方針を書くということですよね。基準については、「重要文化的景観の申出範囲を意識した基準の書き方に変えたい。」ということですよ。よろしいですか。大きな変更の方針として、そのことを先に説明して欲しいです。でないと何をどうしていいのかわかりません。よろしいですか。

○事務局・錦帯橋課 はい。

○小浦会長 景観計画としては、今の区域割りは変えない。文化的景観の考えとしては、錦川下流域の文化的景観を位置づけそれに基づいて景観形成方針を書きかえる。目の前の問題として、重要文化的景観の選定申出の対象が城下町地区及び城山、岩国山、錦川となるのでそこを対象とした景観形成基準に変更する。という考え方でよろしいですか。

○事務局 はい

○小浦会長 それに基づいて、今説明された景観形成方針の７ページから１２ページまでのご意見・ご質問をお願いいたします。

先ほど、村岡委員からご質問があったように景観形成方針は区域に入っているものが対象だということで、眺望は、視点場ではなくて視対象としてその地域のあるものについての方針を書いているということということでよろしいですか。

○事務局 はい。

○小浦会長 変更の方針において、文化的景観の保全活用という意味で、何故このように変更したかを簡単に説明いただけますか。

○事務局 大きなところでいいますと、『「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承をふまえ』ということで、文化的景観の調査で明らかとなりました価値について継承するという念頭に景観形成方針を定めるということを明記しております。

一般地域の方針1におきましては、錦川下流域の文化的景観として川とのつき合い方ということで、川から見る眺望や錦帯橋の保全とかそこから見える眺望について追記をさせていただいております。

方針2につきましては、下流の今津地区や尾津の樋門、麻里布川について生産域として大事にされてきた歴史がありますので、そのことについて明記しております。

○小浦会長 つまり一般地区について、7ページ8ページについては、錦川下流域の重要な風景の単位を明示するということで、方針1では、岩国山・城山、方針2では、今津から麻里布・尾津それから下流域について明記しているということですね。横山ではいかかでしょうか。

○事務局 横山についても同様ですが、川とのつき合いということで、方針1については、錦帯橋や錦川からの城山への眺望やその中の自然として、吉香神社や土手の桜並木について明記しております。そういった自然景観を守るということを方針として追記させていただいております。

方針2としまして、横山の歴史的な町割りとして武家屋敷由来の町割りがありますので、掘割や石垣・門・塀など屋敷の造りが基本となっておりますので、方針2に追記をさせていただいております。具体的な横山重点地区の区分として、景観区分別景観形成方針として、うるおい住宅地区に、川とのつき合いということで、錦川沿いの町である横山の旭町について、武家屋敷が広がる横山地区において唯一町を形成しています。横山地区の中では、特徴的な町になっておりますので、それについて言及をしております。

山林河川地区においては、今まで稜線という表現しかなかったのですが、山の眺望について、稜線もそうですが、尾根線も守らなくては風景というのは守られないと思いますので、それについて明記をさせていただいております。また、岩国城址を含めて城山の景観を守るということを追記させていただいております。

○小浦会長 ご説明いただいたように、横山地区の文化的景観として、ひとつの風景のまとまりの景観単位として見たときに屋敷地のまとまりと旭町のような町場のまとまりがあるということと河川それから城山などの自然地に特徴的な要素があってこれを守っていくことが、わかるように明示的に方針を追記したということです。文化的景観の重要な構成要素の意味付けと関連する形での方針の追加だということによろしいでしょうか。

○杉山委員 横山の、開花亭のところから山裾にかけて永興寺の方に向かって行きますと城下町特有の鍵状になった道があるのですが、そこに昔、三井化学の寮がありました。すごく広い土地でしたが、分譲住宅が建ってしまっています。あのような場合は現在進行中ですが、このような方針で、基準に合わせて建ててもらっているのでしょうか。

○小浦会長 横山の武家地の話については、そういうことが起こりうるということを見てくださいということです。

たとえ土地を細分化したとしても、元々ある屋敷地の塀などを残した上での細分化というような考え方など協議をするにあたって何らかの手がかりになるようなものとして方針が書かれているかどうかについて見てください。

○坂井委員 以前の計画だと漠然としていたのが具体化されて歴史的な景観や文化的な景観とわかり易くなっていると思います。逆にいえばここで、上がった以外のところは、これでいいのかというのもすこし感じます。

○小浦会長 例えば横山であればどのようなところでしょうか。

○坂井委員 旭町について記述されていますが、旭町の錦帯橋から上流は旭町ではなく、実際は土手だったところにたまたま家が建った所です。公衆便所から錦帯橋までの土手の上です。あそこも逆にいえば守っていかないといけない場所だと思います。

旭町の延長線上ですから一緒といえば一緒ですが、それだと特定された以外のところで、具体的にあればいいのですが、ガイドラインの方で、地区分けをしているところで総体的はいいと思います。すごくわかり易くなったのは確かだと思います。

○小浦会長 今、坂井委員がおっしゃられたことは、横山地区といっても色々な景観単位があつてその中で、旭町とか武家地と書かれていますが、それ以外の所もあるのではないかと思います。

方針としてはこれでいいのかなと思います。文化的景観で、保全活用を図っていく中で指定しなければならないような基準については、そこをどのように書き分けていくかということで、書き分けることで、対象が見えるかどうかということで、基準がどこを対象としているのかというのがわかるかということという気がします。

○村越委員 重点地区全体で規制がかかっていて届出があるので全く無視することはできないと思います。

○小浦会長 旭町と武家地では、守るべき対象が全然違いますので、それぞれの基準がちゃんと書き分けられているかどうか、基準を読んだ時に対象が特定できるかどうかということでもいいのではないかと思います。

○坂井委員 土手上の地区は、武家地とは違います。武家地と同じ基準にしたら今の形は保存できません。その辺を細かく整理していただきたい。

○小浦会長 方針の考え方として、横山重点地区や岩国重点地区の中にいくつかの景観単位があります。それぞれに違う特徴がありその特徴に応じた方針を書いているという理解で、よろしいでしょうか。

○坂井委員 4ページの文言でじっくりこないのが、「水とつきあう技術」に引っかかって

います。その前に干拓、開作という言葉があるのでぼんやりとはわかりますが、それだけなのでしょうか。

それと11ページの方針1の「錦帯橋や錦川からの岩国山への眺望景観」これは言葉としたら「・・・錦川から岩国山への眺望景観」で「の」が要らないのではないかと思います。それで先ほどの議論の視点がどこなのかというのがわかりづらくなっていると思います。それは整理していただけたらと思います。

○小浦会長 岩国山への眺望を守るということは、岩国山が変に見えないようにしてねということだと思います。

眺望景観の対象である岩国山のどこを守るかということだと思いますが、その辺の書き方については、少し精査していただくこととしましょう。意図は、眺望景観の対象である岩国山をどのように守るかということです、そこがわかるよう誤解のないような形で精査してください。

○坂井委員 先ほど目山先生が言われた4ページの図について現在と特定しないで近代から現代にした方が文章の中ではいいのではないかと思います。現在というと現時点になりますが、昭和50年頃からのことを言っているのであれば近代的な文言が出てきたときには、この一番上の図になりますということになるのではないかと思います。近世から現在よりは、よいと思います。

○小浦会長 文化的景観は、現在をどう見るかであって下から見る世界ではないので、上から下がっていく重層性です。

○目山委員 現在でもよいのですが、近世、中世と使っているのが違和感があります。それと「水とつきあう」については、「水とつきあう」という言葉を切れば、問題なく意味が通るところです。「築堤や干拓地」と書いてあるのでどのような技術かはわかっていますので、「などの技術の進化により」でもよいので「水とつきあう」を事務局とか原案者が、どの程度言いたくて書いたのかによるのですが、ここでその技術をあげるのであれば、あえて洪水制御だとか海岸線の制御だとか書かないで「などの技術の進化」とした方が無難であると思います。

○小浦会長 これは、文化的景観の価値と関わる部分ですので、景観側ではなく文化的景観において精査いただくことにしたいと思います。次をお願いいたします。

○事務局 次に、資料2「重要文化的景観の保存活用に向けた景観形成基準の変更について」に入ります。資料2の1ページをご覧ください。

本市では、調査により明らかになった「錦川下流域における岩国の文化的景観」のうち、都市域の象徴的景観地である「岩国城下町地区」について、文化財保護法に基づき、国が特に重要と認める「重要文化的景観」の選定に向けた取組を進めています。

重要文化的景観の選定を受けるためには、文化的景観の保存・活用のために必要な措置を講じる必要があります。面的な景観誘導を担う景観計画と連携した仕組みづくりが求められます。

本市では、これまでも景観計画に基づく景観誘導を行ってきたところでございますが、

この度、重要文化的景観の選定に向けて、岩国城下町地区の文化的景観を適切に継承していくための景観形成基準について検討し、変更を行おうとするものでございます。

それでは、重要文化的景観選定申出範囲（案）及び「（仮称）錦川と岩国城下町の文化的景観」の特徴について、錦帯橋課からご説明します。

○**錦帯橋課** それでは、重要文化的景観の選定申出の範囲の案、ならびに「（仮称）岩国城下町と錦川の文化的景観」の特徴につきまして、錦帯橋課よりご説明いたします。

まず、選定申出の範囲でございますが、現在、文化的景観保存活用計画策定委員会で検討中を進めている範囲になります。

先ほど、資料1でご説明しました、文化的景観の特性のうち、特に都市域における象徴的な地区である、横山・岩国の岩国城下町を対象としています。この地域における文化的景観の本質的価値を生み出す、自然的・歴史的要因である城山や蛇行する錦川についても範囲として含めています。

また、北東側の岩国山につきましても、浮世絵など、江戸期から絵画に描かれ続け、現在も錦帯橋の背景となる山として、範囲に含めております。

この範囲におきまして、現在、文化的景観保存活用計画の策定を進めているところであり、景観計画と連動しながら、文化的景観の保存継承を図っていきたいと考えているところになります。

範囲図の右側には、参考といたしまして、景観計画におけます横山・岩国の両重点地区と、錦帯橋風致地区の区域、地区区分をお示ししています。

次に、2ページに移りまして、「（仮称）岩国城下町と錦川の文化的景観」の特徴について、ご説明いたします。

資料1で錦川下流域における岩国の文化的景観の特徴についてご説明させていただきましたが、その中で、特に都市域の象徴的景観地であり、今後、重要文化的景観の選定を目指す範囲としての文化的景観の特徴になります。

当地区につきましては、お示ししていますとおり、4つの視点による文化的景観としての特徴を説明しております。

一つ目は、「錦川と城山・岩国山からなる地形と横山の拠点性を活かした都市の形成」です。

近世になり、城下町の整備が行われるまでは、錦川が大きく蛇行する地形により、右岸には氾濫原性の平地が形成されるのみで、利用ができたのは、城山のふもとの狭い範囲のみでしたが、関ヶ原の戦いの後、吉川氏が入封し、城山の山頂に城を選地し、錦川両岸に土手や築地を設けて土地を形成し、城下町の建設を行われました。

この城山を選地は、山陽道と瀬戸内海という陸路と水路を見通す場所であるとともに、中世からの横山の拠点性を継承する場所でもあります。

このような場所に城下町が築かれ、ここから岩国の都市としての歴史が始まったところであり、時代に応じて土地の利用は変化しつつも、現在まで脈々とその営みが続いています。

次に、「特性の異なる錦川兩岸のまちでの営みの持続」ですが、城下町が整備された近世において、横山地区には、政治・行政の場でありましたが、武家屋敷地である大きな宅地割を基本に、現在は、文教施設や吉香公園などの公的な土地利用と住宅からなる景観が形成されています。

一方、対岸の岩国地区におきましては、経済の中心であった町場と、中下級武士の武家屋敷地に由来する地区であり、明治以降には、銀行や病院などの業務施設も立地し、用途や数は時代とともに変化していますが、その特色を表す景観が形成されています。

また、両地区については、自治会や祭りなどの行事においても、その単位や運営の仕方などが異なっており、それぞれの地区の特性に応じたコミュニティが形成されています。これら特性の異なる町を結びつけているのが、錦帯橋になります。

次に、3つ目、「錦帯橋を中心とした風景への物見が育む往来と生業の展開」です。1673年の錦帯橋創建以降、江戸時代の後半には、錦帯橋を見物する人々が岩国城下町を多数訪れるようになり、それにともない、その人達をもてなす商業活動が展開します。

城下町の中心部に多くの観光客を受け入れてきた都市は、これまでの調査のなかで、他に類を見ないところであり、金沢や京都などでも、観光地化するのは明治以降になります。

そのような形で錦帯橋の物見の文化が展開したところですが、明治以降には、旅館業や食堂、土産物屋など、錦帯橋や錦川の眺めを楽しむ人々をもてなす生業がさらに展開し、町の暮らしを支える生業と混在しながら、岩国地区における賑わいを生み出しています。

最後に、「錦川とつきあう暮らしの痕跡を継承する営みの持続」です。

岩国地区の土手沿いの町になりますが、昭和7年～14年にかけて新たに川側に築かれた土手ができるまでは、土手町は錦川と連続した営みが続けられておりました。

近世に築かれたもともとのナカドテに建物をかけて建てる、かけづくりと呼ばれる形態で町屋を建て、川側には錦帯橋を望む別棟の部屋を建てて暮らしていました。

現在でも家の一部にナカドテの石垣の一部を残し、2つの棟を大屋根や廊下で結んで1軒として住みこなしている景観が保たれています。

下の図が、今も残る典型的な様式の図になります。右側が近世に築かれたナカドテ、左側が昭和になって造られたカワドテになります。

一方、横山地区では、城山と川に挟まれた地形上、近世より洪水時の浸水が繰り返され、石積みで建物の基礎を高くするなど、水をいなす暮らし方の痕跡が今も残っています。

以上のように、この地区における文化的景観の特徴を整理しているところであり、今後、この特徴を守りながら、そして活かした形で景観形成を図っていきたいと考えており、このたび、景観形成基準の見直しについて検討を行ってきたところです。

○事務局 引き続きまして、景観形成基準の見直しの考え方についてご説明いたします。

ただいま錦帯橋課からご説明をいたしました重要文化的景観選定申出範囲(案)及び「(仮

称) 岩国城下町と錦川の文化的景観」の特徴をふまえ、これらを保存活用していくため、景観計画の「第9章届出手続きと行為の制限」に示す景観形成基準について、各地域の景観形成方針に基づき、見直しを行ないます。

まず、横山重点地区の景観形成基準の見直し方針についてご説明いたします。資料2の3ページをご覧ください。

横山重点地区の見直し方針として、「武家屋敷地としての敷地の構えの明確化」、「横山地区唯一の町である旭町の特徴の明確化」、「城下町の武家屋敷地由来の町割りを基盤とした開発の基準の明確化」の三点を見直し方針の軸として考えています。

まず「配置」については、武家屋敷地由来の土地の使い方が見せる景観に大きく影響するにも関わらず、その基準がなかったため、新たに項目を追加し、通りに面して門・塀が連続し、その中に庭や家屋が建つという土地の使い方が生み出す景観形成との調和に関する基準を明確に示します。

次に「屋根」については、旭町の特徴である町家の連なりが見せる景観の特徴の1つである屋根の傾斜について、これまでガイドラインでは示していましたが、基準としての明示がなかったため、これについて明文化します。

次に「塀・門など」については、武家屋敷地の構えが作り出す景観との調和に向け、配置を含めた敷地境界の景観形成に関する基準を追加します。

また「擁壁」について既存の石積みについての保存・活用に関する基準を追加するとともに、「開発行為」については武家屋敷地由来の町割を継承していくために、ミニ開発など地域にそぐわない開発に対する明確な基準となるよう、既存の基準の表現を見直すこととします。

つづいて岩国重点地区の見直し方針としましては、こまちなみ地区について「通りの個性の継承」、「土手町の形態意匠についての明確化」、「岩国地区が持つ通りごとの町割りを基盤とした開発の基準の明確化」を見直し方針の軸として考えています。

まず「配置」については、「こまちなみ地区」について武家屋敷地由来の大名小路などと町人地由来の錦見七町などの通りとの基準を区別し、それぞれに示すよう見直しを行います。

次に「高さ」については、基準に適合しない建築物・工作物に対して変更命令が可能となるよう、「形態意匠」の項目に位置づけし直します。

次に「形態意匠」については、川とつきあう暮らしを色濃く残す土手町について、その独自の基準を明示し、今後風致地区の基準の見直しを検討することとします。

また「車庫」の屋根の傾斜に関する基準、「駐車場」の遮蔽に関する基準を明示するとともに、「開発行為」については町割を継承していくために、明確な基準となるよう、既存の基準の表現を見直すこととします。

つづきまして、市街地の景観ゾーン（岩国地域）の景観形成基準の見直し方針としましては、建築物・工作物の「形態意匠」として、錦帯橋や錦川の河原からの眺めを保全するための基準を追加します。また風力発電施設などの大規模工作物の設置について明

示します。

以上の各地区の見直し方針のもと、続いて景観形成基準の変更についてご説明いたします。

まず、横山重点地区の景観形成基準の変更についてご説明いたします。

資料2の6ページ及び景観計画の93ページをご覧ください。

資料の表は、景観形成基準について変更となる欄を抜粋して表示しています。左側が現在の基準となり右側に変更案をお示ししています。赤字の項目が追加項目で、青字が、削除項目となっています。

景観計画に「錦川下流域における岩国の文化的景観」の継承を追加することを受けて、基本事項において、「歴史的景観の継承」を「文化的景観の継承」に変更いたします。

資料2の3ページの見直し方針において項目を追加する「配置」については、「武家屋敷地に由来する門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀などが連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、錦川沿い（横山1丁目・横山2丁目）では、道路に面して1階軒などが連なる配置を基本とし、錦川沿いの連続する通り景観との調和を図ること。」とします。

また、届出審査において、配置に関して、建築物のみの計画で適合を判断できない場合には、外構計画もあわせて提示するよう求めることとします。

形態意匠の「屋根」につきましては、「入母屋、切妻、寄棟など傾斜屋根とすること。」の後に続けて、「ただし、錦川沿い（横山1丁目・横山2丁目）では、平入屋根など、錦川側に向けて傾斜する屋根とすること。」とします。

旭町の屋根の傾斜に関する基準は、横山地区景観形成ガイドライン11ページの「軒の高さと屋根の向き（錦川沿い）」に記載しておりこれを景観形成基準に明記します。

塀などにつきましては、「塀などは、武家屋敷地に由来する構えを基本に、道路に面して連なる配置とする。間口が狭いなどやむを得ず塀などを設置できない場合には、通りに面して塀が連なる景観と調和するよう囲まれた構えとなるよう配慮する。」とします。

門などにつきましては、「門などは通りに面して設置することを基本とし、塀などによる囲いと合わせ、武家屋敷地に由来する構えと調和した配置となるよう配慮する。」とします。

擁壁につきましては、「既存の石積みがある場合には、保全・活用することにより文化的景観の継承を図ること。」とします。

開発行為につきましては、「開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。」とします。

つづきまして、岩国重点地区の景観形成基準の変更についてご説明いたします。

資料2の7ページ及び景観計画の96ページをご覧ください。

景観計画に「錦川下流域における岩国の文化的景観」継承を追加したことを受けて、基本事項において、「商業地として栄えてきた歴史と文化」を「町人地や武家屋敷地、錦帯橋の物見への往来を支えた生業とともにある暮らしによる文化的景観」に変更します。

建築物・工作物の配置につきましては、武家屋敷地由来の大明小路などと町人地由来の本町などの通りとの基準を区別しました。

武家屋敷地由来の大明小路などにおいては、「大明小路などの武家屋敷地に由来する通りでは、門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀などが連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、道路から大きく後退せず1階軒などが連なる場合は、この限りではない。」とします。

また町人地由来の本町などの通りにおいては、「その他の通りでは、歴史的な建物と調和した配置を基本に、道路に面して1階軒などが連なる配置とし、まちなみとの調和を図ること。ただし、やむを得ず、道路から建物が大きく後退する場合には、道路に面して門・塀が連なる、又は車庫などの軒が連なる配置とし、歴史的な建物がつくりだすまちなみとの調和を図ること。」とします。

また、届出審査において、配置に関して、建築物のみの計画で適合を判断できない場合には、外構計画もあわせて提示するよう求めることとします。

建築物・工作物の高さにつきましては、建築物の低層・中層・工作物の形態意匠に「歴史的な建物などからなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、歴史的なまちなみと調和した高さとすること。」とそれぞれに記載します。

また、建築物の低層・中層につきましては、「錦川沿い（土手町など）では、ナカドテと一体となった歴史的な建物群がつくりだすまちなみと調和する形態意匠とするとともに、錦帯橋や錦川からの眺めに配慮した形態意匠とする。」とそれぞれ記載します。

車庫などにつきましては、「道路に面して車庫などを設置する場合には、屋根の傾斜（勾配）を沿道側に向け、軒の連なりとの調和に配慮するなど、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、通りとしての連続性を生み出す形状及び色彩とすること。」と記載します。

開発行為につきましては、「開発後の状態が周辺のまちなみと著しく不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。」と記載します。

駐車場につきましては、「駐車場として土地を利用する場合には、できる限り車両の出入り口を集約化し、周辺のまちなみに与える影響を最小限とし、敷き際は、塀などによる遮へい又は生け垣などの植栽により目隠しなどの修景に努めること。なお、塀などを設ける場合には、その意匠は工作物などの基準に準ずるものとする。」と記載します。

なお、「沿道にぎわい地区」、「ゆとり住宅地区」と共通基準となる、「高さ」、「開発行為」、「駐車場」などについては、「こまちなみ地区」の基準と同様に変更いたします。

つづきまして、市街地の景観ゾーンの景観形成基準の変更についてご説明いたします。

資料2の5ページ及び景観計画の90ページをご覧ください。

建築物・工作物の高さにつきましては、建築物・工作物の形態意匠に「主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮した高さとすること。特に、文化的景観を継承し、錦帯橋や錦川から岩国山や城山への眺めを阻害しない高さとすること。」とそれぞれに記載します。

また、工作物において、「鉄塔、電柱、電波塔類」の基準について、「鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。なお、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害するような位置への大規模工作物の設置は避けること。」と「位置」の項目に記載します。

建築物・工作物とも形態意匠につきましては、「周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲の自然景観と調和した形態意匠となるよう配慮すること。」とそれぞれに記載します。

また、色彩についても、「周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。特に、錦帯橋や錦川からの眺めを阻害せず、文化的景観を継承し、周囲と調和した色彩による外観となるよう配慮すること。」とそれぞれに記載します。

景観形成基準の変更につきましては以上となります。ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

○木村委員 確認ですが、景観形成基準の変更案が、出されていますが、これが一番の上位計画ですか。例えば、下水道課とか観光課とか商工課とか他の切り口でやられている作業がありますよね、それより上に立つ計画ですか。

○事務局 景観法は、市全域に掛かる計画になりますので、規模や行為によっては、錦帯橋課であれ、観光振興課であれ公園景観課に景観形成基準に沿った計画を提出していただくことになります。

○小浦会長 法律というのは独立しています。法律に基づいての行為というのは、例えば、道路法に基づいて道路整備をすることと、景観法の基準というのは独立したものです。景観法上で、届出対象行為にならないものは、そういった公共事業の中にはあります。

地域によってはそれではあっても景観的に支障の大きい例えば高架橋や橋などは、届出対象としている自治体も多いと思います。

どこまでを協議対象とするかは、届出対象行為として法定されているものと届出対象行為にならない公共施設であっても協議するというを課で決めているということは大事だと思います。

○目山委員 外から見たことのある立場から言うと協議対象にするかどうかは、その役所の文化です。岩国市の場合は比較的それを問い合わせるという行為を行なっているのだと思います。なので、知らなかったとか無視するというは起こりにくい環境だと思います。これが組織の大きい自治体だと「調整対象と思わなかった。」など課と課で意思疎通がなかったりするので危険です。

○村岡委員 重要文化的景観の選定をめざしているということですが選定されるとメリットがあるのでしょうか、何のために選定をめざすのでしょうか。

○錦帯橋課 世界遺産へ候補として登録するという文化庁の制度がありましたのでその時に岩国市と山口県とで両岸の町割りを候補として提案しております。その審査を受けた中で錦帯橋と両岸の町は、文化的景観の調査をして価値づけるのがいいのではないかと

国からの提案がありまして、そこから調査に入りました。

今年の3月末に文化的景観の調査が取りまとまったところであります。世界遺産は、目指すべきところございますが、その過程において、兩岸の町は文化財保護法の文化的景観として重要な価値があるというのが分かってまいりました。

その価値を、町に住んでおられる方々と一緒にしっかり将来につないでいくというのが必要であるということで国へ選定申出に向けて取り組んでいるところでございます。

今後、世界遺産登録の何につながって行くかといいますと錦帯橋を守っていくバッファゾーン、緩衝地帯として兩岸の町割り等を含んでおりますので保護措置の一つとして考えております。

○村岡委員 文化財保護法の網が町にかかってくるということですか。

○錦帯橋課 今は、景観でしっかり守っていますが、兩岸の町が、文化財としての価値も持っている町なのだとすることをしっかり住民の皆様と共有して守っていきたいと考えております。

○村岡委員 それを守るには、今ある基準よりさらにハードルを上げるような基準に改正をしたいということですか。

○錦帯橋課 調査で出てきた価値を守るために景観計画に沿って進めていくというのが、文化的景観のルールとなっておりますので今回ご審議をお願いしているところでございます。

○小浦会長 文化的景観というのは、ある種のゾーニングです。文化財保護法上の文化財としてゾーニング型の文化財としては、「伝統的建造物保存地区」などがあります。それは、ゾーニングエリアを文化財として指定するというものです。

文化的景観は、それと同様にあるエリアを文化的景観の景観地として文化財的位置づけをするということになります。その中で、その特徴を示すような重要な要素については、修理の補助や何らかの補助的な支援があります。

例えば守って行くにあたって、岩国地区は商業地ですが、そこで木造を作ろうとする場合、価値に基づいて建築基準法上の色々な項目について独自の仕組みづくりも可能になるということになります。大開発をして地域づくりをしていくのではなくこれまでの場所性や地域の歴史性などを活かした地域づくりの枠組みとしてメリットがあるのではないかと考えています。

○坂井委員 資料2の1ページ目の文化的景観保存活用計画区域の中で、関戸の旧山陽道の入口がエリアから外れているようですが、旧山陽道の入口は、陣屋が1軒か2軒残っている重要なエリアです。旧道の入口があった所の両脇の家がつながっている所まではエリアに入れていただきたいと思います。

○錦帯橋課 これまでこの地区における文化的景観を進めてきた所ではありますが、この範囲において関戸地区は、先ほどご説明しました下流域全体の文化的景観の範囲において、広い意味での城下になるのですが、狭義での城下町は、あくまで岩国地区と横山地区を城下町として重要な起点と考えております。その中で城山や蛇行する錦川などの自然的

観点からの城下町形成について必要な範囲を含めておりますのでその範囲に関戸地区は含めておりません。

○坂井委員 わかりました。錦川の護岸と岩国山が下りているバイパス手前で切って敷地などは入っていないということですね。

それともう一つ横山地区景観形成基準の「配置」において「ただし、錦川沿い（1丁目・2丁目）では」というのは基本的に、旭町のことを言っているわけですね。2丁目とはどこのことを言っているのですか。

○事務局 土手沿いです。

○坂井委員 ピンクで表している土手沿いのことを表していると考えてよろしいですか。

○事務局 ご指摘の通りです。

○坂井委員 岩国地区の「配置」と「形態意匠」について、風致に基づいて開発された、旧義済堂エリアが「こまちなみ地区」になっています。景観計画をこのまま変更するとあそこでは、建物の建替えができなくなってしまうと思います。ここのエリアを「ゆとり住宅地区」に変えた方がいいのではないかと思います。

○小浦会長 全然建たなくなるということはないと思います。「やむを得ず、道路から建物が大きく後退する場合には、道路面に面して門塀を作る」と書いてありますので全然建たないということはないと思いますが、基本的な構造が違うのにどうですかということですね。

○坂井委員 そうです。

○事務局 どのくらいのオーダーで建て替えが行われるかということもありますが、景観まちづくりは長い目で見ていかないといけないというのがあります。確かにあそこは、義済堂の工場の跡地であり、そもそも「こまちなみ地区」の形態になっているかという、そのようにはなっていない新しいまちということになるのかと思います。

そうした中で、一定の目標というのは必要であると思います。ここを「ゆとり住宅地区」にしてしまうとまさにそういったまちづくりが行われてしまうということになります。ここは長いスタンスの目標として「こまちなみ地区」として守っていただくということが、必要ではないかなと思います。

○坂井委員 この基準からすると錦川沿い面していますのでなおさら厳しい状況です。この前の審議会でも敷地境界の寸法を緩和すべきではないかと提案しましたが、そういうことを考慮すると地区を変えといた方が、行政的にやり易くないですかということです。

○事務局 おっしゃることはわかりますが「ゆとり住宅地区」にするには全体的に見るとバランスに違和感があるのかなと思います。そういった中で、これは運用になりますが、どれくらいのスパンで建て替わるかは、わかりませんが、一定のルールの中でまちづくりの方針を示していくことが必要であると考えております。

○坂井委員 エリアとしたら、臥龍橋通りと錦川で切れるから、今の方が、格好いいのだけれど、それをそのまま残すと逆に問題が出てくるのではないかという感じがします。

錦帯橋からは川が曲がっているので見えません。その点で、売却して住宅地にしてい

る時に、話に行くかどうかと考えましたがいたしかたないかと思いとどまりました。

風致では、40%の建ぺい率、敷地境界から1m以上離しなさいと定められていますし、勾配屋根はよいけれど、そのあたりが、バラバラになっていると思います。

まちづくりとしたら「うるおい住宅地区」に変更するほうが、将来に問題を残さないのではないかと思います。

○小浦会長 今回の場合は、景観の問題もありますが同時に文化的景観の考え方もあると思います。その辺りの整合を取る必要があると思います。景観だけの問題ではないと思います。そのあたりの調整はお任せいたしますが、事務局からの発言にあるように計画とは、今日明日の問題ではありませんので、長期的なまちづくりの方針として位置付けたいということも行政としては妥当なお考えだと思います。その辺り、行政的にご検討いただけたらと思います。

○村越委員 資料2の図の中に、カワドテ、シタヤ、ナカドテがカタカナであるのは何か意味があるのですか。

○錦帯橋課 文化的景観を調査している中で、もともと近世にできた土手をカワドテに対してナカドテと呼んでいますのでカタカナにしています。錦川にできた新しい土手につきましては、カワドテとしております。呼び方につきましては、地元の方がこのように呼ばれております。正式名称というわけではありませんのでカタカナとしております。カワドテとナカドテと分かりやすい対比した形で表しております。

○小浦会長 つまり、私たちが使っております。普通名詞のミセと建築の空間構成上の店の違いで文化財では、カタカナで書きます。

○村越委員 固有名詞に近いということですね。わかりました。

○目山委員 全体を通して見て、厳しくするところを丁寧に細やかに書かれていてこれはいいことです。今まで行政側の運用レベルでやっていたところに縛りをキチンと入れているので、担当者のレベルの感覚であれにしようこれにしようというのが無くなります。

行政手続き上はやり易くなると思います。一方で、坂井先生がおっしゃられたように、この部分はこの質問に対して、運用上で指導というかお願いをしていくことも行政のあるべき姿で、その境界上のところは、長い目でやって行くというのを若干にじみ出すというか、はっきり決めないで、やり取りしていく部分も残すことも市民レベルに対しては、プラスに働くことの方が大きいと思います。届出件数がたくさん増えてくると、行政がやり取りする手続きが増えれば増えるほど、行政側の負担が増えるわけですが、そのものに対して厳しくしすぎると大変ですよと言われていましたが、このレベルであれば、厳しくといってもより詳しくただけなので、手間が増えるというよりは、今まで悩んでどちらかつかずであったところを決められる状態になってきているので、非常にいい選択が展開されていると思います。それは、世界遺産問題とは別に景観を守るという本質的な議論の中で、これくらいやって行く方が時代によって、担当者によって、届出者によってレベル差があるとうか、結果が違ふということをやより回避できるので、この原案に対しては、賛成しています。

○村越委員 6ページですが「開発行為」の中で、「開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和にならないこと。」という文言がありますが、「著しく」をいれると少しの不調和はいいということになるので、「著しく」はいらないのではないかと思います。

○事務局 元々あった文章なので、今回は検討していなかったのですが、文化的景観の内容を踏まえて改正するという事で、検討したいと思います。

○村岡委員 この内容について、地元の方々に對して説明会あるいはパブリックコメントは当然されますよね。そのスケジュールはどのようになっていますか。

○事務局 本日の景観計画の変更案を修正いたしまして、来年年明けの2月頃に、横山地区と岩国地区の地元住民の方を対象とした意見交換会を実施予定です。

意見交換会やパブリックコメントで市民の意見をいただいてもう一度修正をかけてその後、景観審議会の中でご議論いただくという予定としております。

○村岡委員 私どもが決めるだけではなく、地元の方がどの様にとらえられるかというのが、大事かと思うのでその辺をしっかりといただければと思います。

○小浦会長 今回の一番大きな変更は、岩国重点地区の高さの問題だと思います。「周辺の街並みと調和したものとし15m以下とすること」という文言をはずして、形態意匠のところで、「歴史的な建物等からなる通りとしての連続したまちなみを阻害せず、歴史的まちなみと調和した高さとする」と変えているというところです。

形態意匠の基準項目とすることで、変更命令の対象とすることができるというご説明でしたが、本気でこの運用をするという理解してよろしいですか。

○事務局 そのようになります。

○小浦会長 それは、どのような仕組みで、どのように判断しようと考えておられますか。

○事務局 高さについて、景観計画の届出は、概ね設計が終わった後に出てきます。そういう意味では高さを指導する際に、計画ができあがっているお施主さんと建築業者さんの間でのやり取りになりますので運用の中でどうしていくかというのは設計段階からある程度こちらに関わっていけるような仕組みを作って行かないといけないと思っています。具体的な話はこれからになりますが、そういったところからこういった高さについての景観形成基準が守られていくのではないかと思います。設計段階からなにか関われる運用というものを行いたいと考えています。

○小浦会長 この部分の書き方ですが、「連続したまちなみを阻害せず」とありますが、連続したまちなみがどこまでなのかということと、次に、阻害せずという言葉ですが、どこを阻害せずとするかということで、景観形成基準に書くということは、かなりの覚悟がいることです。変更命令を出すということは、何をもって「良い」とし何を持って「悪い」とするかを明示的、合理的に説明するというのが裁判では求められます。仕組みがあるということと運用するということは、行政的に同じにはなっていないです。

全国的に変更命令は1件も出ていません。でも、全国的に何百自治体と変更命令が出せる状態になっています。変更命令を出すことに反対はないですしできていると思いますが、かなり見解に対する理解と法的に言葉にする行政法の先生も含めて法的に言葉に

できることは必要だと思います。それが可能な基準の書き方ということは、もっと冷静に考えておく必要があるのではないかと思います。このように変えることは、理解しますがこれを運用しないのであれば意味はありません。変更命令を出す1件目が基準になって行きますので「どれだけ速い時期」に「どれだけ合理的」に「どれだけ明確」に変更命令が出せるかということです。そうするとそれが基準となるので、それが社会的に落ち着けばそれが基準になって行くので気持ちが楽になります。

○事務局 行政的に、変更命令は中々厳しい行為だろうと思います。そうした中で、そうならないように事前に調整ができるような仕組みの方が先ずは、我々が取り組むべきことであるのかなと思います。設計段階でそういったやりとりを行ったうえで、それでもやりきられた場合は、指導の範囲外となるので躊躇なく変更命令を出すということになります。前段のやり取りがどれだけ密にできているかということになるのでその辺りの仕組みをしっかりと作って行きます。

○小浦会長 それでもやるということは文言に対する見解の相違となってくるわけです。その見解の相違を合理的に説明できることに係ってくると思います。

○事務局 これまでであれば、概ね風致もそうですけど、15mの基準を見せて話をしていたわけです。これは明確なのでこれを超えたら指導の対象になります。今回の場合は、高さが逆に曖昧になってしまった中で、周りが2階屋ばかりであれば、高くても12、3mぐらいですが、場所によっては10mぐらいから指導が入るかも知れませんし、ある場所では、15mより高い場合もあるというようなところの中で、多少は曖昧になっているので、それを施主さんや地権者さんにしっかりと理解していただくことが必要となってきました。我々の日ごろの取り組みが大切になってくると考えています。

○小浦会長 このように書くと事務局からのお話ではないですが、地域の方々とどこまでまちなみのイメージを共有できているかということがとても大事だということになります。国立市のマンション訴訟の判断からも民事では勝てると思いますが行政法というのは中々難しいです。行政として運用するというのそういう意味で曖昧にはできないということです。たしかに文化的景観としては、15mは高いというのはあると思いますが、他の工夫はないかということもあるかも知れません。一旦落として、ある用途をクリアしたら上げるなどの許可制にするとか楽になる方法を考えてもいいかなと思います。

開発圧力がある場合は、落として上げるという方法をお勧めしますが、そこまでの開発圧力はないと思いますので今の運用でいけるかなとは思いますが、確信犯的にされた場合にどうするか、どの様な仕組みで出すかなど運用はしっかりお考えいただいた方がよいと思います。

○目山委員 おっしゃられることは、正論でわかりますが、岩国市の場合は、地権者というか、開発する側とやり取りしてきています。坂井先生たちは、建築を設計して確認申請を出している立場で、いろいろ問題が生じたことを慮りながら意見を出されています。日本の自治体コミュニティ住民は、話せばわかるというところが前提にある中でやっているの見せ方をうまくやる。例えばガイドラインでもなんでも絵がないものも絵を付

けて15mまでだったのが緩和されるけどこういう条件を満たしてくださいというような説明をする資料を付けて運用段階で皆さんがいつでも見られるようにする。どのように行政は求めているかという形が必要です。岩国市の行政スタイルなのだと思いますが、住民は一緒に考えてくれるいい人たちだという立場に立っているのです、そうでなければ、この横山地区が守られていく訳がありません。それでうまく行ってきたので、そういう前提に立っている。小浦会長がおっしゃるようなあの手この手で想定しておくというのは、確かにそうだなとは思いました。ただ、住民といいつきあい方をしてコミュニティがいい田舎の特質があるからその中でやっている前提で、さらに住民側に説明がつく分かりやすいものをお示しできるというのが一つ、先生のおっしゃる運用面のことだと思います。

○小浦会長 運用については、一緒に考えていく方がいいと思います。

○坂井委員 設計の場合は、どちらかというと高さとかを制限するとかえってデザインに支障をきたすことがあります。広い敷地の時は、軒を合わせても棟が高くなります。これに制限があると上部を切ったり何らかの工夫をして設計をせざるをえなくなります。かえって建物が環境にそぐわないものができてしまいます。基本的に岩国地区の45ページにあるように大きな建物になった時に軒高はある程度制限はできますが、高さは、設計者からすると15mというのは、非常に難儀することが多いです。逆に3階建までは許可しますとかであれば、やり易いです。機能的に特別なものを作ったりする場合は、高さ制限というのは、設計者の立場からすると敷地の広さからなんかを考えた時は、自由度が無くなってかえって周辺と違和感がある建物のデザインになったりするので、外される事には賛成です。

○小浦会長 外される事はいいのですが、建築をちゃんと見るができるかということです。それであれば軒高規制を入れるとかもあるかも知れないし、一番運用しやすい形を探した方がいいと思います。もう少し皆でどのように作ってどのように運用していくかを行政も住民も皆がやり易い形を考えるのがいいと思います。

○目山委員 そこは必要ですね。

○小浦会長 色々な可能性があるのですが、これだけではないと思いますので坂井さんのおっしゃられた、軒高規制を入れるという案もあるし、階数を規制するという案もあるし、制限を定めて条件により緩和するというような運用の仕方もあるし、一般的には楽で、得をさせてあげたという方が損させたという感じよりは世の中の的には、運用が楽とされています。ただ、全て判断するという行為が入ってきます。現在の日本の行政は、自分で判断をするという行為をしてないわけです。自分の責任で判断するのではなく基準で○か×かを決定しています。自分で判断するということは何十年もやってきていません。それが今各地で求められている状況になってきています。それをするという意思表示ですから心配になったところです。私はたくさんの方でやっていますが、自分で判断するという行為を行政がするというのはほんとに大変です。できるだけサポートしていますし、いろんなこともやらせてきていますけどその経験からの助言です。ただ、ここ

の場合は、文化的景観という価値が入るので説明がしやすいです。これは全然違います。一般的な景観計画の運用とは全く違いますのでそれであれば、景観計画を運用する人がキチンと価値の説明ができるかということです。それが言えるように景観計画に文化的景観の価値の部分を書いておけるかということです。みんなが納得できる内容が書けるといいなということです。基本的にはこの基準で悪いとは思っていませんしこれで精査していけばいいと思います。問題はないと思いますが、運用するということを前提に考えて欲しいです。これは、書いてお終いではないので運用するということを前提にどのように書くかを考えて欲しいと思います。

○事務局 今後のスケジュールについてですが、意見聴取の中でご意見いただいた内容をふまえ、横山地区・岩国地区の住民の方と意見交換会を2月頃に開催したいと考えております。

また、景観計画の99ページに記載してあります景観重要公共施設の指定についても各関係部署と今後協議を進めてまいります。

加えて文化的景観の保存活用計画として、まちなみを構成する重要な建物について景観重要建造物として登録し活用する方策についても、今後、合わせて検討していきたいと考えております。

以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○杉山委員 岩国山の指定されている線は何合目ぐらいまでを想定されているのですか。

○清水班長 稜線から概ね50mぐらい越えたところに線を引いています。ただ50mで確定するわけではなくて、考え方として稜線より後ろまで含めておかないとそういったところに大きな工作物ができると稜線の景観を乱しますし考え方の細かいところは文化的景観の方で検討していきたいと思います。

○杉山委員 邪推ですけど稜線に和木町のエリアがありますよね。この山の北側は、和木町がすごい開発をしまして不燃物処理場を埋め立てたモトクロスのコースもあります。もし和木町が風力発電所などを建てた場合は和木町と調整はあるのですか。

○小浦会長 行政区域を越えてというのは、制度的には難しいです。ですが、広域間を調整する仕組みはありますので、共同での協議会を作るということは制度上できます。必要であればそういう展開を考えていけばいいと思います。

○事務局 その他についてですが、前回の審議会におきましていわくに景観賞の受賞の選定いただきました。あらためていわくに景観賞の表彰式に至るまでの景観賞の位置づけも含めまして再度ご説明させていただきたいと思います。

いわくに景観賞の意義といたしまして、岩国市にある素晴らしい景観に貢献している建造物を作った方々や、まちなみ・まちづくり活動に携わった方々を表彰したいと考え「第2回いわくに景観賞」の募集をいたしました。

景観賞の選定の意義として、本市の良好な景観の形成に貢献していると思われる建造物や活動を称え、1つの良い事例として紹介し、景観に対する関心を高め、施主・作り手・市民が、良好な景観の形成に寄与するような建造物の建築や活動を自主的に取り組

第4回岩国市景観審議会 会議録

んでもらい岩国市の景観を考える切欠になることを期待することが主眼となっております。

また、本市では、景観賞の表彰を行うことにより、施主・設計者・活動する団体・個人が、景観上、良いものとなるよう、小さなことからでも、建築・改築・修繕・活動などにおいて、自主的に工夫することによって、周辺景観の魅力が向上されていくことを目指しております。

前回の景観審議会におきまして、「建造物部門」「まちなみまちづくり部門」について、景観賞及び奨励賞を選定いただいたところであります。

「第2回いわくに景観賞」の表彰式の日時を決定しましたのでお知らせします。

お手元に配布の資料の通り、令和2年2月13日（木）午前10時30分より、岩国市長及び小浦会長に出席いただいて表彰式を開催いたします。

表彰式の中で、景観審議会委員を代表して小浦会長より総評をいただきます。

なお前回審議会におきまして、景観賞を受賞した建造物・団体の講評の作成方法については、後日相談という形になっておりましたが、各応募案件の評価については審議会の場で十分に議論が尽くされたと考えておりますので、景観への視点やその表現という観点からも、前回の景観賞の際と同様、文面については小浦会長にまとめていただきたと考えておりますが、各委員のみなさまよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○事務局 それでは講評については小浦会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また資料裏面に第1回の表彰式の様子や参考資料を掲載しています。

景観賞受賞者には記念品として、錦川の石を使った、石人形の額を予定しております。

石人形の額につきましては、江戸時代から吉川家から他家への贈り物として歴史的な送り物として使われているものであります。

また、「建造物部門」につきましては、後日現地に銘板プレートを設置いたします。

第1回いわくに景観賞の銘板の写真を添付しておりますのでご確認ください。

表彰式の様子は、ホームページ上にも掲載いたしますのでご確認のほどよろしくお願いいたします。

次に、第5回景観審議会の開催についてでございますが、令和2年3月26日（木）に開催を予定しています。

内容としましては、「景観計画の変更」について地域住民の方々との意見交換会の報告とそれ以降のパブリックコメントについてご審議いただきます。

また、景観重要建造物候補の「美川ムーバレー」につきまして提案の方針を変更した内容をご審議いただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

正式な時間につきましては、別途お知らせいたします。以上となります。

○小浦会長 それでは、以上を持ちまして第4回岩国市景観審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、熱心なご審議をいただきありがとうございました。